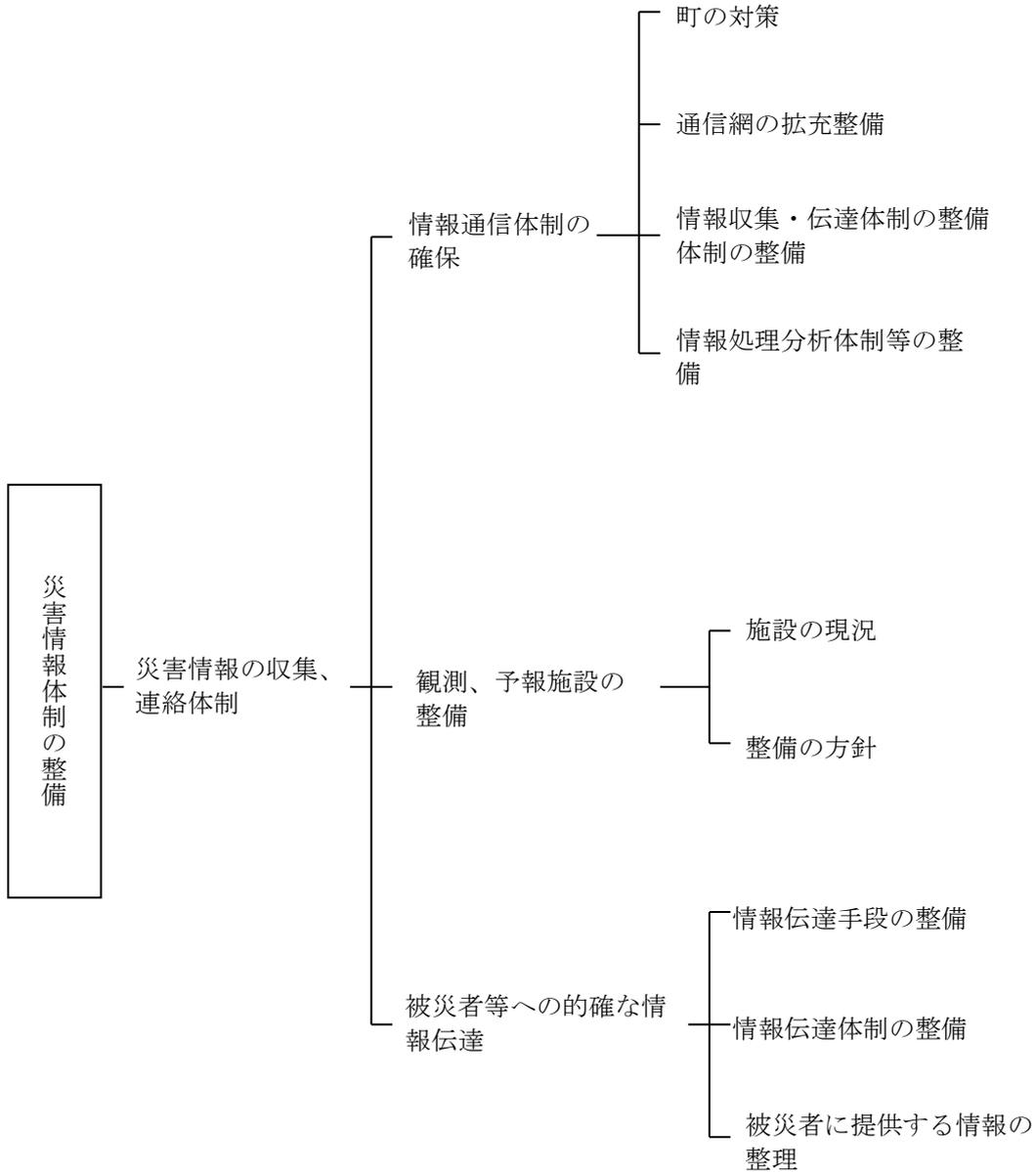


第5章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、町、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。



第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 町の対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように町は、通信機器に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(2) 非常用電源の確保

電気室内に耐震固定された自家発電設備とともに、72時間の稼働に必要な燃料を確保し、災害対策本部の運営に必要な最小限の電力を確保する。この際、庁舎が浸水想定区域内にある事を考慮し、自家発電機と同出力を有する可搬型を運用し、電気室の浸水事態においても必要最小限の電源を確保する。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

町は、当該地域の被害状況の把握、被災住民への情報提供に必要な情報伝達に必要な通信運用について次のとおり、検討・拡充を図る。

(1) 防災行政無線デジタル化に伴う特性、機能を発揮した運用

ア 住民への迅速・確実な情報提供

- (ア) Jアラート等と連携した自動放送機能
- (イ) 遠隔制御装置による消防本部からの直接放送
- (ウ) 防災行政無線テレホンサービスの周知
- (エ) 防災行政無線アプリの周知・拡充
- (オ) 防災行政無線戸別受信機の必要性に応じた整備

イ 災害現場等と本部、関係機関相互の意思疎通

- (ア) 移動系と固定系が連携した通信系の構成と運用の確立
- (イ) 固定系親局と子局外部接続箱の通信機能による現地職員、住民との双方向の通信運用の確立

(2) 職員参集システムとしての和木町防災メール（職員用）の双方向通信機能を運用した職員の参集と安否確認への運用のため、職員の登録、確認・操作及びその意識について向上を図る。

(3) 多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(4) インターネットによる通信手段の整備について検討を進める。

(5) 河川情報を収集する「川の防災情報」「山口県土木防災情報システム（県河川課）」、潮位情報を収集する「山口県高潮防災情報システム（県港湾課）」、道路情報を収集する「道路情報システム」、県内各地の地震情報の収集を含む「山口県総合防災情報システム」を活用して、県及び県内市町の対応状況の把握、地図・画像等の情報を取り入れた総合的な防災情報システムの活用を図っていく。

3 情報収集・伝達体制の整備

町は、「災害発生時の職員参集マニュアル」に基づき、災害対策本部設置以前は、第2警戒体制の職員（企画総務課）災害対策本部設置以降は、本部情報班（企画総務課企画係）により情報収集・伝達連絡業務の体制を確立する。その際、夜間、休日等においても必要な期間、適切に対処できる体制とする。

(1) 必要に応じ、各部署職員（企画総務課職員を除く）、消防団員の派遣により被災現場での情報収集

(2) 町と自主防災組織、地域住民及び関係機関等との連絡体制による情報収集

(3) 災害対策本部の情報収集体制においては、各部署電話機を本部の予備回線への接続運用によ

る回線飽和の防止、非常用電源の確保による電話・FAX、インターネットによる通信の継続的な確保

- (4) 必要に応じ、県を通じて山口県消防防災隊への支援を要請する等、機動的な収集活動、映像伝送による通信体制を整備する。

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

町は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、町内防災マップの整備、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

この際、「山口県総合防災情報システム（Lアラート）」（県防災危機管理課）、「防災情報提供システム」（気象庁）、山口県土木防災情報システム（県河川課）、「川の防災情報」（国交省）その他関係機関によるメール・FAX・ホットライン等の情報を継続的に収集・整理するオペレーターとしての人材育成、体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理により、状況の推移、問題点を把握し、災害応急活動の焦点、優先順位等を予見し得る人材の育成を図るとともに、随時、ホットライン等による関係機関の専門的知見を得られる体制の整備に努めるものとする。

第2項 観測、予報施設の整備

1 施設の現況

町内には、気象観測装置（天気、気温、湿度、雨量、風向、風速等）、防災カメラ（町設置8カ所、県設置1カ所）、簡易型水位計（県設置2カ所）等の観測施設がある。

2 整備方針

予報の正確度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予警報の時期を失せず発表しうよう、下記のとおり町が管理施設について管理・整備の充実に努めるとともに、国、県の観測施設（器材）について、機能の拡充、整備を要望する。

- (1) 防災関係機関との通信・連絡網、特に緊急情報に係る通信・連絡体制の整備を図るとともに、必要な整備を国、県に要望するものとする。
- (2) 町内河川の流域情報、特に水位観測のため、県設置の簡易水位計及び町設置の防災カメラ等の河川情報の活用及びその整備・拡充を図る。
この際、簡易水位計の効果とその活用を検討し、必要に応じ、その他の河川への設置を要望する。
- (3) 県の河川情報を収集する「土木防災情報システム」、潮位情報を収集する「高潮防災情報システム」、道路情報を収集する「道路情報システム」、県内各地の震度情報の収集を含む「山口県総合防災情報システム」を活用して、地図・画像等の情報を取り入れた各種の災害情報を取り入れた総合的な防災情報システムの活用を図っていく。
- (4) 国の実施する弥栄ダム及び中市堰下流域の警報装置からの放送、警報について、堤内地への伝達区域の拡大について、要望・支援する。
- (5) 町の防災メール、気象観測装置等による情報発信の整備・普及により、危険度の認識による率先避難、自主避難の促進を図る。

第3項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、町においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実に努めていく。

1 情報伝達手段の整備

町は、避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系・移動系）と同放送内容の伝達手段の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、町

の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

このため、和木町防災メール、町HP、山口県総合防災情報システム（Lアラート）による情報発信の他、地域に密着したCATV等のコミュニティ放送を通じて、各種災害情報や被災者支援のための生活関連情報等の発信を実施する。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について町は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。